

経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。(会長)

第七条 審議会に、会長一人を置く。

2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(幹事)

第八条 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、非常勤とする。(政令への委任)

第九条 この法律に定めるものは、この法律に定める事項は、政令で定める。

第二節 指定

(指定)

第十一条 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 國定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、國定公園又は國定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 國定公園又は國定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。(指定の解除及び区域の変更)

第十一條 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、國定公園又は國定公園の解除及びその区域の変更について準用する。

第三節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第十二條 國立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 國定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定する。

3 厚生大臣は、國定公園又は國定公園の公園計画を廢止し、又は変更しようとするとときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

2 厚生大臣は、國定公園に関する公園計画を廢止し、又は変更しようとするとときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第四項の規定は、公園計画及び公園事業の廢止及び変更について準用する。

(公園計画及び公園事業の執行)

第十四條 國立公園に関する事業は、國が執行する。

2 地方公共団体及び政令で定める他の公共団体(以下「公共団体」という)は厚生大臣の承認を受けて、國立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 國定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定する。

4 特別地域を指定することができる。特別地域を指定するための公園計画に基いて、その区域内に、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域(特別保護地区を除く)以下この条において同じ)内においては、次の各号に掲げる行為は、國立公園にあつては厚生大臣の、國定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、當該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していきることができる。

(公園事業の執行)

第十五条 國定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律第

百八十号)その他他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、國定公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、都道府県知事の承認を受けて、國定公園計画及び公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、國定公園又は國定公園の公園計画を廃止及び公園事業の廃止及び変更)を執行することができる。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、國定公園計画及び公園事業の一部を執

3 鉱物を掘採し、又は土石を探取すること。

4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

5 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は廣告その他これに類するものは広告その他の形で表示すること。

6 水面を埋め立て、又は干拓すること。

7 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

8 高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを工作物等に表示すること。

9 屋根、壁面、へい橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

10 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際當該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三年以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

11 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

12 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事

(利用のための規制)

第十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他汚物又は廢物を捨て、又は放散すること。

二、著しく騒音を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休息所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

三、著しく馬鹿を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休息所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

四、著しく騒音を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休息所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第二十七条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受ける費用の一部を負担させることができる。

五、當該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受ける費用の一部を負担させることができる。

(適用除外)

第三十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関する別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(第六節 雜則)

第三十二条 厚生大臣又は都道府道知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、厚生大臣以外の國の機関は公園事業の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができ。ただし、道路法その他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによることができる。

第三十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分に不服がある者は、訴願法(明治三十年法律第百五号)の定めるところにより、訴願することができる。

第三十四条 第十七条第三項、第八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は探石業との調整に關るものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

第三十五条 国は、第十七条第三項に規定する場合に於て、前項の規定による裁定を受けた者に、その裁定の執行をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者)の意見書を提出する機会を与えることができる。

第三十六条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による決定期定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第三十七条 この法律の規定により國に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならぬ。

4、第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5、土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第一項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

6、第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7、前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

8、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

9、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

10、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

11、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

12、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

13、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

14、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

15、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

16、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

17、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

18、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

19、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

20、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

21、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

22、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

23、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

24、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

25、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

26、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

27、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

28、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

29、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

30、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

31、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

32、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

33、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

34、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

35、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償する。
2、前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

3、厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4、第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5、土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

6、第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

8、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

9、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

10、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

11、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

12、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

13、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

14、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

15、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

16、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

17、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

18、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

19、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

20、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

21、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

22、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

23、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

24、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

25、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

26、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

27、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

28、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

29、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

30、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

31、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

32、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

33、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

34、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

35、厚生大臣は、前項の規定による立入又は標識有者は、正当な理由がない限り、拒み、又は妨げてはならない。

い。

2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3

第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

4

延滞金は、負担金に先づるものとする。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)

第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第十五条第一項た

だし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。(国に関する特例)

第四十条 国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、固定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2

國の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3

厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該公園の機関が行う行為に関する特例について協議を求めることができる。

(協議)

第三章 都道府県立自然公園

(指定)

第四十一条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

(保護及び利用)

第四十二条 都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するた

め、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができ

る。

2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集團的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集團施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集團施設地区における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(実地調査)

第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入り、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(報告)

第四十七条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に關し、必要な報告を求めることがで

る。

(報告、助言又は勧告)

第四十八条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に關し、必要な報告をせしめ、又は虚偽の報告をした者

をした者

2 第二十二条第一項の規定によ

る立入検査又は立入調査を拒

み、妨げ、又は忌避した者

3 第二十二条第一項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

4 第二十二条第一項の規定によ

る立入検査又は立入調査を拒

み、妨げ、又は忌避した者

5 第二十二条第一項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

6 第二十二条第一項の規定によ

る立入検査又は立入調査を拒

み、妨げ、又は忌避した者

7 第二十二条第一項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条 第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

3 第三項の規定に違反した者

4 第二十条第三項の規定による処分に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

6 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

7 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

8 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

9 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

10 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

11 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

12 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

13 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

14 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

15 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

16 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

17 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

18 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

19 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

20 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

21 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

22 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

23 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

24 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

25 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

26 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

27 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

28 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

29 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

30 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

31 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

32 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

33 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

34 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

35 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

36 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

3 第三項の規定に違反した者

4 第二十条第三項の規定による処分に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

6 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

7 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

8 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

9 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

10 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

11 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

12 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

13 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

14 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

15 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

16 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

17 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

18 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

19 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

20 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

21 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

22 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

23 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

24 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

25 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

26 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

27 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

28 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

29 第二十二条第一項の各号の一に該当する者

第五十三条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は他の法人の従業者が、その法人又は他の

二 自然公園法の規定により国

二 自然公園法の規定により國立公園又は國定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は綠地に「國立公園又は國定公園の施設による建築面積を除く。」を加える。

第二章中第十八条の次に次の二
条を加える。

○神田国務大臣　ただいま議題となりました自然公園法案につきまして、そぞの提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれの段階に応じて適正な保護と利用の増進などをかることをそのおもな内容とするものであります。

この法律案の対象としておりますのは、然公園とは、いわゆる人工公園に対するものとして、自然の風景地について設けられる公園をいうものであります。従来、この種の公園に関する法制としては、国立公園を対象とする国立公園法が存するにすぎなかつたのであります。

生活の安定、都市の異常な膨張、都会生活の複雑化等に伴って、自然公園に対する国民の利用度もますます高まつて参りました結果、その適正な保護と利用とをはかることがきわめて急を要する問題となってきたのであります。ところで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性格と目的とを有する公園であります。国立公園法を廢止し、これにかわる同一の制度の下で一体的に運営することが最も適当なものであります。このような事情にかんがみ、今回、現行の国立公園法を確立いたしまして、国民の保健、休養及び教化に資し、あわせて自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。この自然公園法案を提案することとなりましたのであります。

規定を新たに設けたことになります。國定公園は、國立公園に準するすぐれた自然の風景地について設けられるものであります。すでに、この種の公園として、全國で十四の公園が指定されておりますが、遺憾ながら、現在は、これに関する明確な規定がなく、わずかに國立公園法の一、二の規定が適用されているにすぎないのであります。しかしながら、國定公園は國立公園に準ずるものとして、必要な保護を行ひ、かつ、その利用の増進をはかるべきものであります。各方面においても早くから強く要望されて参ったところでありますので、今回新たに國定公園に関する必要な規定を設けた次第であります。

整を行なつております。
以上が自然公園法案の提案理由及び
その要旨であります。何とぞ慎重に
御審議の上すみやかに御公決あらんこ
とをお願いする次第であります。
○藤本委員長 以上で説明は終りまし
た。
なお本案についての質疑その他につ
きましては後日に譲ることといたし
ます。

○藤本委員長 次に労働福社事業團法
案を議題とし審査を進めます。質疑を
続行いたします。八田貞義君。

○八田委員 先回の委員会におきまし
て、瀧井委員から医療機関の整備に関
する問題、医療行政の一本化に関する
問題につきまして、大臣との間に質疑が
かわされたのであります。私もこの問題につ
きましては重要な問題と考
えますので二、三点質問を申し上げて
みたいと思います。

〔委員長退席、野澤委員長代理着
席〕

国民に医療の機会を均等に与えること
とは医療保険制度確立のための基礎的
な要件でございますが、この点につい
てどのようにお考えになつておられるかお
答え願いたいと思います。

○神田国務大臣 ただいまの八田委員
のお尋ねでございますが、国民医療の
均等化と申しましようか、政府とい
つましては、しばしばの機会に御説明
申し上げておるようすに、すみやかに國
民皆保険を実施して、そして医療制度
の充実をはかりたい、国民ひとしくそ
の均霑に応ずるような仕組みにいたし
たい、かような考え方をもちまして今年
度より四ヵ年計画をもつて国民皆保険

を実施し、まだ無医村等につきましてもすみやかに解消するような処置を講じたい、かような点につきまして所要な経費を計上しております。こういうような次第でございます。

○八田委員 大臣から国民皆保険のための医療機関の整備というよろなお話があつたのでござりますが、医療機関の整備と申しましても適正な配置あるいは規模、こういう問題に中心が置かれていかなければならぬないと思いました。今まで厚生省として医療機関の整備ということについてはやつてきておられるのでありますけれども、しかし今までの方法では不十分であつて、なお医療機関の都市偏在の傾向が非常に高いわけでございます。ですから医療機関の整備のために厚生省所管の国立病院及び公的医療機関の整備のみでは不十分でございます。そういうことは今までいろいろわかつておることであります。そこでこの際厚生省所管の国立病院とか、公的医療機関のみでは不十分であるから、他のものにも政府の施策に協力してもらわなければだめだ、こう考えるのであります。大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、厚生省所管以外の医療機関についてどのようなお考えを持っておられるか伺いたい。

○神田国務大臣 今八田委員お述べのよう、今日の医療機関が適正な配置が行われておらない、これは御指摘通りであります。この点につきましては政府といたしましてもできるだけ一つ適正化をはかりたい、かような検討をいたしまして、いろいろな手を尽しておる次第でございます。これは御承知の通りであります。しかし今日

の国立病院等にいたしましても、なかなか設置の沿革等がございまして、国民医療全般を考えた国立病院の設置というよりも、軍の配備によつた陸海軍病院がそのまま引き継がれたというふうな関係がありまして、国民全体から考えますると、これら問題につきましては、さらに検討を加えて適正な配備をするということは当然なすべきことではないか、かように考えておりまます。そこでその次にお尋ねになつておられる、厚生省関係においてもそういうことは十分考慮し、また計画を立て実施しなければならないのであるが、さらに厚生省所管外の各種の医療機関等に対し、厚生省が国民医療としての協力をどの程度に求めておるかということとあつたように考えております。これは大学病院であるとか、あるいは各省を中心とした其済病院であるとか、あるいは日赤、済生会などといふようないろいろいふございますが、大体において相当の協力はしていただいているというふうに私どもも承いたしておられます。しかしこれを今日以上ざらにおお一そく日本の医療機関全体としての活動体として見る場合においてどういうふうに考えるかというと、そういう面においては一そく検討の要があるのではないか、なお厚生省自身においても十分連絡を密にいたしまして、そして総合的に国民医療機関の機能を發揮していくだく余地がまだあります。効果を上げていただき、こういうふうな施策をとりたい、こういうふうに考えております。

○八田委員　日赤とか共済病院、こち

○八田委員 日赤とか共済病院、こな
いうものは厚生省所管の公的医療機関で
省に対してどのような関係にあるか、この
の仲に入つておるわけです。ただ問題は
になりますのは各省とかあるいは三八
社の病院でござりますが、これが厚生
省に対してどのようないくつかの関係にあるか、この
医療行政の主務官庁としての厚生大臣
として一々そいつたものについて相
談を受ける、その相談を受ける場合で
すが、一体厚生省として、こういった
厚生省外の医療機関に対してどのよう
な規制をもつて当らざれておるか。一つ
の規制があるのでですが、これは医療法
によつてのみ厚生大臣としてはそれら
の医療機関に対して協議にあずかると
ましては医療法を適用いたしまして、
そういうた自分の関係以外の各省とか
三公社等に対しまして、いろいろ文句
をつけることはできますけれども、し
かし配置等に関しては厚生大臣は
はつきりとした権限がないわけであります。
ですからただ協議を受けるだけ
ではどうにもならぬわけです。法制上
何らの規制も加えられていないといふ
のが今日の医療機関配置の上において
問題点となつておるわけでございま
す。そこで今後あるいはまた現在でも
よいのでありまするが、配置とか規模
などが適正でない、こういった理由を
もつて病院の開設を拒否することがで
きるかどうか、そういうた措置がとれ
得るかどうか、大臣一つお答え願いた
いと思うのです。

厚生省の考へておる事がどういうふうに具現できるかというようなお尋ね、法的に一体そういうことが調整できるかというような点も含まれておるようございますが、これは医療機関の御指摘通りだと私どもは考えておます。ただし御承知のように、それは主管大臣がおることでございましてから、その配置自体が非常に適正を欠くとか、あるいは私企業である医療機関の非常な圧迫を受ける、こういうふうな顕著な事態が生ずるおそれがあるというふうな場合には、私は閣議等におきまして政府部内として相当の調整をすることができる、こういうふうに考えております。すなわち行政措置といいますか、閣議等におきまして主管大臣と十分な協議をいたしまして、そうしてそういうような弊害のないようになります。また二重、三重の投資をしないような方法を講じたい、できるだけそういうふうなことについても適正配置に持つていただきたい。こういうふうな考え方を持っております。

たと考へておりますが、國民皆保険

たと考えておりますが、国民皆保険法の改正等に当りまして、診療機関の適正配置の問題は当然その骨格をなすこととござりますので、この改正等に当りまして、そうう面を十分検討いたしまして、やはり法的措置が必要だという結論になれば、そういうような措置も将来において立法化したい、こういうふうに考えております。

○八田委員 大臣から非常に明快な御答弁をいただきまして、国民皆保険、国民皆医療、こういう大きなにしきの御旗のもとに医療機関の適正配置といふことはどうしても必要でございます。そのために将来に向って立法的措置といふことはどうしても必要でございます。十分考えなければならぬという御答弁を得た御答弁と思って安心いたした次第でございます。なお現在この委員会で審議されておりますところの労働福祉事業団のようなものが多数今後出で参りますと、全国的に統一的医療機関網を整備しようとする方針に反する傾向が増大してきやしないかというような心配が出てくるわけであります。といふのは、こういった労働福祉事業団というものが今後どんどんきて参りますと、統一的な全国的な医療機関整備網というものがこれによって侵されてくるという憂えがあるのです。すると、大臣から御答弁がありましたように、立法的措置を講じて医療機関の適正配置ということはどうしても必要になります。こういったことに対しても考えますと、こういったことになってくるわけでございます。こういった労働福祉事業団のこの法案を大

並としてどう どうあうこお考えこな?

臣としてどういうふうにお考えになつておるか、今の医療機関の適正配置、こういった労働福祉事業団の設立によつて、今まで申し上げましたような心配が増大してきやせぬか、そういう傾向がありはせぬか、こう思うのですが、さいますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○神田国務大臣 今度の労働省主管の福祉事業団の設置に伴いまして、今の医療機関適正配置の問題は、将来においてそういう強力なものができればなかなか手に負えないようになるのではないか、そういう意味からいつても、この法案自体が案ぜられるのではないかというような趣旨のお尋ねであつたよう伺つたのであります。本件につきましては、しばしば閣議等におきましても検討を加えまして、その要えがないというような御説明でございまして、私どもいろいろその審議をいたしまして、一応心配なからう、こういうことで法案提出に了解を与えておるわけでございます。今お述べになられたような心配があるということをいうふうに考えておりませんので、この法案が成立いたしましても、われわれの考えておる、先ほど来私がお答え申し上げましたようなことで、行政措置としてすべてやっていけるんじやないか、こういうふうに考えておりまします。なおいかしさつきもお答え申し上げたように、国民皆保険、国民皆医療法の改正を今準備いたしております。しかしその際におきましては、なお

もつと根本の問題も考えまして、適正配置を強力にやるということになりますと、やはり法的裏づけが要るのではないかという議論が非常に強いのでありますまして、その際においては、立法措置をとるような段階に入るのでないか、こんな予想といいましょうか、一応のめどもつけておるようなわけでありまして、ただいま公團の問題が立法化されることによって、私どもの行政に支障があるというようには考えておりませんので、さよう御承知願いたいと思います。

○八田委員 大臣お急ぎのようありますから、質問はこれだけにいたしま

すが、今いろいろと申し上げましたよ

うに、医療機関の適正配置ということ

は非常に必要でございます。これは将

来に向って研究すべきものではなくて、今日これからも立法措置のためのあらゆる準備を進められんことを希望いたす次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○野澤委員長代理 滝井義高君。

○滝井委員 先ほど来国民皆保険と労

働福祉事業団との関係はいろいろ聞いておったのですが、厚生省としては福祉

事業団を一つテスト・ケースとしてやることに賛成をしたんだ、従つてこれ

がなければ今のところ厚生省は、こう

いう意味の答弁を大臣はこの前したので

す。そうしますと、これは厚生省の厚

生年金関係も将来こういうことになる

可能性もあるので、なかなかこれは問

題のある法案だと私たちを考えています。そこで前会までの私の質問の要旨

は、財團法人である労災協会が主宰を

しておる労災病院を中心に今回この労

働福祉事業団法というものができるこ

とになったのですが、ます現在税法の

改正によって医療保健事業というもの

が収益事業になる。従つてその収益事

業は医療保健事業がなった場合に、人

格のない社団や、あるいは民法三十四

条の公益法人が収益事業として認定を

されるということになれば、一休公益

法人のどのところまでの限界を収益事

業と見、これまでを収益事業と見ない

かという、いわゆる課税・非課税の限界

線をどこに引くかという点が、実はま

だ明確になっておりません。ようやく

大蔵省から調査をした医療を行う公益

法人関係の調べが出てきましたが一

十四ある中で三等というものが百二十

七しかない。しかもその三等に入院

なんです。同じ労働者を対象とする保険です。ところが公務上の傷害をこうむった労働者は二人部屋の一方のベッドに寝ながら十五円の治療を受け、刃傷の病人は同じベッドの横に寝ながら十二円五十銭の治療を受けるという状態は、私は許されないと思うのです。保険局としてはこういうことをどう考えるかということです。

○高田(正)政府委員 労災法のやり方についての詳細は労働省の方々から御説明いただくといたしまして、私が承知しておりますので、労災の患者者が一般的の他の病院にかかりました場合はそれは償行料金で行われておる、健康保険の患者は御承知のように健康保険の支払方式で診療報酬が支払われる、こういうことになつておるわけです。今労災病院のお話がございましたが、労災病院に入院したり何かした者は同じような労災病院の料金で行われております。どういうことになつておるのじやないかと思います。問題は町の開業医とかあるいは町の普通の病院に入院された場合に、労災が支払う診療報酬は慣行料金により、それから健健康保険の診療報酬は健康保険法の定めによつておる、こういう違ひがあると思います。そういうことは一體適当であるかどうかという趣旨の御質問であろうかと存じます。これは私どもいたしましては、将来十分検討していくべき問題と考えております。しかし労災は労災の御事情から慣行料金ということでやつておられるわけであります。それにはそれの御事情があることだと思いますので、私の方から今この席でとかく批評がましいことをいたすべき筋合いのものではない、将来十分研究の対象といいますか、両者御相談の

問題にはなり得るであろうというふうにはありますけれども、現在はそのように考えております。

○滝井委員 はなはだ自信のない答でございまして、こういう問題は今ら相談するのではなくて、少くとも価問題なんが激しく論議せられてお現段階においてはとくに相談をされておらなければならぬところなんですが、今の御答弁ではまだ相談をされおらぬらしい。そうしますと、労働にお聞きをいたしますが、健康保険患者は一点単価が十一円五十銭なり二円五十銭でやられるのに、労災の者ははどうして一点十五円でやらなければならぬかということです。

○三治説明員 たしかこの前に十五でやっているところがあると申しあげたのは、健康保険、労災保険以外一般患者の分で、一、二のとえは東京とか岩見沢という保険以外の一般患者だけの問題です。労災患者については、健康保険と同じような単価で労災病院は全部やつておる。国立病院でも労災患者につきましては健康保険の準備でお願いしておるというふうになります。

○滝井委員 医務局長さん、国立病院間違ひございませんか。

○小澤政府委員 国立病院におきましても、労災の患者も健康保険と同じように十円程度でやつておるということがよくわかりましたので、大体労災病院の実態というものを明白にすることがであります。

○滝井委員 そうしますと、健康保険と同じように労災は一点単価十二円五十銭なり十一円五十銭でやつておる、一般の患者の分については一点単価十二円五十銭なり十一円五十銭でやつておる、

きました。
そこで労働省当局にお尋ねをいたしました。労働省当局は、今回労働福社業団法案が通過するにしろしないにしろ、労災病院は単に労災の患者ばかりではなくして一般患者並びに健康保険会員によって、いわゆる健康保険法の四十三条の、知事の指定をする一号病院の申請をする御意思があるのかないのか。いわゆる保険医療機関としての指定を申請する御意思があるかないか。
○三治説明員　國立のものは大体健康保険や土地の国民健康保険組合なんかの指定を受けるようにしておりますが、ただ国民健康保険その他でわれわれの方では積極的な地元の反対があるにもかかわらずそういうふうな一般の健康保険その他国民健康保険にまで診療の手を伸ばすようなふうにはさせておりません。地元で普通に了解がとれればそれで指定を受けてやっていくというふうにしております。
○滝井委員　私のお尋ねしておるのは多分その答弁でいいかと思うのですが、答弁が少しほやけております。健保法の四十三条のいわゆる知事の指定をする保険医療機関というものに申請をする御意思があるかどうかといふことなんです。あなたの病院行政と厚生大臣が握る保険医療機関というものに申請をすれば活潑の自在権は厚生大臣が握ることになる。その活潑自在の権といふものは一応労働大臣の所管のものにあるわけですが、指定医療機関の申請をすると活潑の自在権は厚生大臣が握ることです。

○伊能政府委員 指定を受けるよう申請をするつもりであります。
○滝井委員 実はあれだけ天下を騒がした健康保険法の指定について、すでに法律が通って厚生省は療養担当規程を作らなければなりません。まだあなた方がその申請の腹をもっておらぬということでは、法律を提案をした政府側としては、どうする権限がないことだと思います。こういう問題は十分厚生省と労働省が合議して、意思の疎通をはかつておかなければなりませんが私は思うのです。今あなた方がそういう相談をされて、申請をするつもりでございますということは、まだだんだんと質問をしておると申請をしないようなことになるかもしれませんね。——今、三治さんが首を振つたですから、申請をするということで質問を続けていきます。

そこで健康保険法の四十三条の指定医療機関ということになつたわけです。そうしますと、あなた方のこの前の御答弁によれば、全入院患者の五五・七%というものは労災でございま

すが、三六・八というものは健康保険、七・五%がその他、こうなつておるわけでございます。そこであなたの方の事業団の医療機関といふものは、全国で二十四あるのでございますが、今後だんだん末広がりに増加していくでございましょう。そうしますと、当然診療報酬の請求書といふものを、基金に出さなければならぬ。今まで、あなた方は、どうされておったのか。三六・八%の入院患者の金を受け取

それからさらに一般患者とすれば、それよりももっと多いだろうと思ひます。が、一般患者の診療報酬の受け払いといふものは、一体どういう手続でやつておられたのか。

○三治説明員 労災患者につきましては、その土地を管轄している監督署に請求して、監督署から診療費が支払われております。それから健康保険、国民健康保険等につきましては、各県の支払い基金に請求して、それから支払いを受けております。

○高田(正)政府委員 さとうでございまます。

○瀧井委員 保険局長さん、その通り間違いないでしようか。

○瀧井委員 保険局長さん、その通り間違いないでしようか。

○瀧井委員 それではお尋ねしますが、労災病院で健康保険関係、入院、外来を合せて総額どの程度の請求を一年間に基金にされて、そのうちどの程度削られて、どの程度受け取ったのか。これは当然特別会計ですから、予算のやり繰りは予算書に出てくるはずなんですね。その請求額その他おわりになつておるはずですが、これは労災病院の経理の上に重要な関係を持つものなんですね。

○三治説明員 お答えいたします。社会保険で三十一年四月から三十二年一月まで、合計一億九千六百八十二万二千七百十六円でございます。

○瀧井委員 請求した金額と受け取った金額が必ずしも同じでないというのが常識なんです。労災病院あたりは相当大きな施設で、そうして労災患者どんどの程度のものが削減されてきている、請求してこれまでの治療が健康保険の患者にも行われておると思うのです。請求したもののが、一度の治療が健康保険の患者にも行われておると思うのです。請求したもののが、

○三治説明員　ただいまのは大体において請求金額と御承知願いたいのであります。実際入る金は大体それの一・五%マイナスぐらいを予想しておりますが、過去の実績で、請求金額から実際に受け取った金額が正確に何%減かと

なつたのですが、そうすると、一・五%の削減率というものは、濃厚診療で、将来は病院が厚生省の役人から立ち入り検査を受けて、病院の施設を検査され、へまをしておると、院長以下全部首になる、こういう時代がくるわけです。これは相当の問題の出てくるところだと思うのでございますが、そういう点の対策その他は労働省はどう

公傷の患者は私の医療機関に行けばこれは自由診療の範疇に属するものだということです。従つてそういう観念は、労災病院に入った公傷の患者にもあると思う。ところが健康保険については、これは私の医療機関であろうと公的医療機関であろうと、行つた患者は、自分は私病で健康保険で行つてゐるのだという頭があるので、ところ

良心的な医学的な治療をやるとすれば、安いよりか高い方が病気が早くなくなることは確実なんです。だからブドウ糖一本するよりも二本なり三本する方が気持ちの上においても安心立命が得られる。患者はおらなくとも、気持ちの上ではそれだけプラスが多くなる。治癒率への方向が強まるということなんですね。そういう可能性が出てく

○渕井委員 同じ請求様式で一・五〇の審査率と申しますか、これは相当高いと思ふのです。労災病院でどうか過去において、濃厚診療の上で注目を受けたり指定を取り消された例などのはありますか。

○高田(正)政府委員 同じだと私は存じております。

い意と私存。

○清井委員 普通、削減の率というも
うとことまでは、正確な資料を調べま
したけれども、ございません。大体聞
いたところによりますと、一・五%ぐ
らいじゃないかというふうなことで、
しっかりした数字がつかめません。

ういう考え方を持つておるのか、指定を取
り消された場合の処理等につきまし
ても、当然申請をするからには考えて
おかなければならぬ、相當多くの入院
患者をあずかるわけです。

が一たびわれわれがけをして公傷であつた場合には、治療に対するわれわれ自身のものの考え方方が違つてくるのだ。そうすると一つの病院の中で、そういう高度の治療を要求するような気持になる患者と、それから健康保険だ

るということなんです。ここに労災病院における健康保険の取扱いの、一般の病院とは違う特殊性というものがある。しかもさいせん三治さんが御説明になったように、労災病院というのは労災患者を中心にして作っている病院

のは一%以下なんです。○・○・○一
ぐらい、千分の一ぐらいだと思うのです。
おたくは一・五名」というと、割
合多く削られている方じゃないかと私は
は思うのです。それで、どういう点で
削られるかということでござります
が、今後に於いて、こういう公的医療
機関なり、國の所管に属する——いわ
ゆる私の医療機関、公的医療機関のほ
かの第三の施設に属する病院というも

心に考えておりまして、そちらの方の監督としても十分でなかつたと思うので、一般の健康保険の方は從来私の方の監督としても十分でなかつたと思つてゐるが、将来そういうふうな新しい規制によつて出てくれば、違反のないよう十分注意していきたいと思ひます。なお現在におきましても、県の衛生部なり保健所なり一般の診療機関と同じように、ときどき検査を受け批評も受け、指導を受けておりますことを申

といって、いわば割り切って行った患者とが一緒に治療を受ける段階にならざりますと、そこにおいて治療をする療養担当者の気持、医師の気持というものが、いつの間にか習い性となって労災と同じ治療が健康保険でどんどんいくのです。幸いお宅の病院においては、労災も十二円五十銭でやっておるところをやりますけれどもこれはすでに語るに落ちて、一般患者といふも

だ、健康保険は避けたというが、いかんせん労災病院の収入の中に一億をこえる金が入ってくるということになると、これは大へんなことです。労災の運営費は幾らですか、医療収入は全部で幾らあるのですか。その医療収入の中の幾らを健康保険の収入が占めておるかということです。

○三治説明員 三十一年の四月から三十二年の一月まで、全部の労災病院

上において、すべての医療機関は平等でなくてはならぬということは当然だと思う。そうしますと、この前いろいろ健康保険のときには御質問申し上げておりますが、当然今後は一般病院と同じような形で監査なり何なり、請求の様式も全部行われていくだらうと思ふのです。私は今後の労災病院が厚生省のいろいろの監査その他の受けで迷惑をこうむらなゝようこそ、老婆心からお

のが、健康保険法第四十三条第一号に申請をしていくにつれて一番問題になるのは、こういうところなんですね。そこで一・五%というと、労災病院は相当濃厚診療をやって削減率が高いと見なければならない。こういうことになると、四十三条の一号の申請をすると、あなたの病院は取り消される可能性が出てくる、監査の対象になる可能性が出てくるという認定を私は下す。削減率が一・五%というと、相当高いのです。その場合に、一休労省はどういう処置を考えておるか。四十三条の第一号病院の申請をするということに

○瀧井委員 これは将来の問題ではないのです。今度新しく健康保険法が出来て七月一日から実施せられる。現実に法律は国会を通ってしまったのです。それで実施の段階は目撃に迫つておるのです。そうすると一・五%の削減を受けおるということは、即法律が出来ば十分濃厚診療の疑いをもつて監査の対象になるものなんです。それで特に私が老婆心から、どうしてこういう意地悪そうな質問をするかというと、御存じの通り労災というものは普通の私病と違って公傷でございます。従つて

のは十五円でやつておりますというふうに、それを裏書きするように、十五円の治療というものが全部にいく可能性がある。そうすると労災には十五円をやつても、これはあなたの所管ですか、何も文句はありません。ところがもし一たび健康保険の患者に十五円がいけば、立ちどころに厚生省はだんびらを抜いてあなたの首を切つてしまふ、問題はそこなんです。だからあやまちは犯す前に注意をしておかないといけないというのはそこなんです。そういう同じ患者が雑居して治療を受けたところにおいては、医者は少くとも

○滝井委員 五億八千九百十一万円の中で約一億九千六百八十二万ですかね、二割程度、四分の一ばかりが入っている。これは一般診療等を加えると二割をこえるわけなんです。そういうと二割をこえるものが健康保険の収入でまかなわれていくことになれば、この点は相当考えなければいかぬ点だと思います。
そこで今度は保険局に尋ねるわけで、が、労災病院の診療報酬の請求の様式は、一般開業医と同じような請求の

はきょうは非常にひねくれたような質問をしたのですけれども、何といつていいとも國の医療機関からえりを正していくなければ、威令が他の指定医療機関に及ばないのです。そこで私は労災と健保の患者が混在するところに一等問題が起りやすいということできうは少し意地悪いと思いましたけれども、こういう質問をしたわけなんです。こういう点は一つ厚生省も十分御注意をいただき、労災病院を扱う労保の機関が取り消しの汚名を受けないよろしく御努力願いたいと思います。大体体

は労災の二十三条の保険施設というのを作ろうとしておるのでですね、これが範囲が広くて、個々の保険施設というのが範囲が狭いことになつていてるでしょう。そうするとこの二十三条の一號で外科後処置、それから義肢の支給というようなもの、その他必要と認められる施設というようなものは全然別個なものになる。一体こういうものはどうなるかということなのです。労働省のどこでこれをやつて、どういう工合に新しくできる事業団との連絡をとつていいかということが非常に問題になつてくる。こういうことになると迷惑をこうむるのは労働者なんですね。そういう点、あなた方はどういうふうな運営の方法でこれをやつしていくつもりなのか。これは私は非常に大きな点で、順当な行政の運営に一つの障害が出てくるということを病院行政で指摘したのですが、今度は個々の保険施設の運営の問題を労働省内部の問題として考えても、二つの問題になつてくる可能性が出てくると思うのです。

財団法人に行わしめておる。こうして形になつておるわけであります。そんに一つの問題がある。そこを中心とし、らえて事業団に療養施設と職業再訓練施設の設置經營を行わしめる、こういう措置に出たわけであります。実は御指摘の点はすでに現在の療養施設及び職業再訓練施設についても言われるところかと存じますが、そういった現状の上に立つて今回の事業團法の構想はできておるのでござります。なお保険施設の一体的な運用につきましては、これは從来とも労災基準局の労災補償部で行なつておるところでございまして、今後におきましても、事業団は設置されましても労災保険法上の保険施設の業務の円滑なる遂行という点につきましては、労災補償部におきましては、従来と同様十分遺憾のないように処理していく、かような考え方でおるわけでございます。

設としてのものは労災病院はどこであります。それでございまして、全部が全部が災病院だけに限りませんと、かえつて利用者は場所的な制限を受けざるを望むので、そういうふうにしているのが、やはり行政のやり方からいっても、また保険施設を利用する者の立場はないようになるとわかるのでございまして、やはり行政機関が利用者をきめて、それぞれ地理的な配分をよく定めて施設をやつた方がいいという判断に基いておられるわけでございます。

○瀧井委員 お尋ねしますが、それならば十九条の「その他政令で定める施設の設置及び運営」というところに規定するものはどういうものですか。

○村上(茂)政府委員 先ほどの御質問とだいまの御質問と両方に関連して答弁させていただきたいと思いますが、実は法律論と実体論とまじえて私も答弁しておったのであります。すなはち、瀧井先生御指摘のように労災保険法第二十三条に掲げておる保険施設を全部行得るような施設を中心に考えた方が妥当であるとか、あるいは療養券の発券とか、窓口事務の点から見ますと、現在の基準局の方が数も多いし、ベタベタ申上げたわ

はあります。将来事業団の施設が相当広範にわたり、そういうた療養施設、職業再教育施設以外の保険施設につきましても事業団で行わしめる方が適当であるというような实体を備える段階に至りましたならば、労災保険法第二十三条に掲げております他の保険施設についても事業団をして行わしめたい、かのように考えておる次第でござります。

○滝井委員 答弁が少し違ってきたのですが、そうしますと三治さんのいせんの答弁はちょっと間違つておったことになるわけですね。三治さんの方では行政と施設の運営とは別個だ、こういう建前をとつたのです。今総務課長の方の答弁は、事業団で二十三条のものはみんなやり得るのだ、法律論としてはやり得ることになつておる。実際としては物的施設だけやるのだ、こういうこととなれば、三治さんのいせんの答弁と食い違つておるのである。もう少し意思の統一をして、総務課長さんの方の答弁が正当なのか、あなたの方が間違つておったのか、はつきりしてもらいたい。

○伊能政府委員 今お話しのようによつて少混乱した点もないではないようあります、特別会計が保険給付をするということが特別会計の本来の目的であります。これについては滝井委員御承知の通りであります。そこでそれしかねてみずから施設を行なつてもいい、行うというのが二十三条の趣旨であります。そこでこの施設を利用するかしないかということは被保険者の自由選択なわけです。その施設の一端をこの事業団に経営させようということなんですかから、第一段階においては、保険給

付をする”ということが目的であり、第二段階において特別会計は保険施設をする、保険施設をしたからといって保険施設で全部給付の対象になるような施設をみな有することを縛るわけでもなんでもないので、被保険者にすればそれを利用するかしないか特別会計の自由選択になるわけです。そこで施設の一部はみずから特別会計がやるからその施設を利用したい人は利用しろということなんです。その施設の中で適当なものはこの事業団にやらせよう、こうしたことだと私は理解いたしております。

に法律の上で残しておくだけで、ただいまさしあたりこういう施設をこの政令で指定しようという考え方を持つておりません。

○**滝井委員** わかりました。そこで政令でそういうものをやる考えはないということになると、だんだん樂き詰めていくと、三治さんの議論のように、この法律は實際には全部行えるけれども、この法律が実施されまして近い将来までは療養施設と職業再訓練施設だけになる。こういうことになるのですね。それでようやくその觀念と思想の統一ができました。そうしますと、この法律案を見てみますと、大臣官房に労働福祉事業團の監理官を一人置いておくということになるわけなんですが、この事業團の所管の主管課といいますか、主管局といいますか、それはどこになるのですか。それから残りの二十三条関係の外科後処置に関する施設とか義肢の支給に関する施設、その他必要と認める施設、それから二十三条の三号の休養に関する施設のところは、大体残りの所管の課というか、局というか、それはどういう工合になるのですか。

○**伊能政府委員** 監理官は大臣官房に所属させようという予定をしておりま

す。それから後段の問題は、労災保険法の問題でありますから労災部で依然として主管させよう、こう考えております。

○**滝井委員** そうしますと、この労働福祉事業團法案に関連をするところの保険施設というものの、それから失業保険関係の福祉施設というものは、主管のところは大臣官房の監理官がやる、こういうことなんですね。それからそ

その他二十三条の残りのものは労災部がやる、こういうことになるわけですね。そうしますと、これはまた私の懸念するところが出てきたのです。労災部が省の中で一方においては大臣官房でもある、一方においては労災部がやる、こういう形になる。二十三条をお読みになると、「政府は、この保険の適用を受ける事業に係る業務災害に関する施設を行なう。」こういうことで保険の適用を受ける事業に係る業務災害ということになって、これは一貫しておるものなんですね。そうすると、今までではおそらく二十三条関係は全部労災部の方でやっておったのじゃないかと私は思うのですが、どうですか。これは今までどこでやっておったのですか。

いですか。それはどういう場合になりますか。
○村上(英)政府委員 御指摘の点でござりますが、ます念のためにこの監理官をなぜ置くかということをちょっとお話ししますので、労働基準局、職業安定局の両方にまたがるかのような意味におきまして、大臣官房に事業団監理官を置いて、こういう態勢をとったわけであります。しかしてこの監理官は事業団に対しまして労働大臣が監督を行いまして、あるいはいろいろな事項につきまして認可をすることになつておりますが、そういうた認めをいたします場合に、事業団としまして、労災保険施設については労働基準局失業保険の福祉施設については職業安定局、個別に折衝する窓口が二つになる、こういう形では当を得ませんので、事業団に対する認可とか監督業務の関係におきましては、監理官が一本の窓口になりまして、すべてこれを通じて処理する、ただし内部関係としましては、もちろん事業団監理官は労働基準局及び職業安定局と密接なる連絡を保ちまして事務の処理に当るわけでござります。しかして同じ労災保険施設であります。行政などを見ましても、本来住宅行政はそれ自体一本であるべきである、あります。実は他の公團の例を見ましても、たとえば道路行政あるいは住宅行政などを見ましても、本来住宅行政

体一本であるかと存じますが、住宅公団なりあるいは道路行政につきましてはそれ自らましては監理官を特設いたしまして直接管理監督に当らしめる、かような態勢をとつておるわけでござります。まして、公団の管理監督という面につきましては監理官を特設いたしまして、いわば事業団設立に伴いますところの行政内部における事務処理の一つの特別な措置である、かようにお考えいただけたならば、こうと存じます。

なお、保険施設の一体的運営についての責任につきましては、労災保険法に基きまして、労働基準局内部の労災補償部で責任を持つて行うわけであります。

なお、二十三条の改正が必要ではないかという点、まことにその通りでございまして、そういう意味合いから、附則の第十一條におきまして労働者災害補償保険法の一部を次のようにも改正する、かのようにいたしまして、「第二十三條に次の一項を加える。」ということです、「政府は、前項の保険施設のうち」云々、こういう規定を設けることにいたしておるわけでございます。この労働福祉事業団に行わせる保険施設につきましては、政府が直接その施設を行わない、こういう態勢をとるわけでござります。

○滝井委員 そうなるとますます問題になつてくるんです、だから実は私さへいぜんいろいろ尋ねたのですが、第九条の「その他政令で定める施設の設置及び運営」というものは将来二十三条の全部を含むのであるかと言つたら、まあ法概念としては含めるのだ、こうおっしゃったわけなんです、そして今度は同時に附則で今の二十三条の

次に「政府は、前項の保険施設のうち、労働福祉事業団法第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。」こうなると、二十三条の一、二、三、四、五というものは、これはあつてもなく同じことになつてしまふのですよ。十九条で全部行えるという形が一べん法概念として出てきているんだから、その上にまたここに二十三条の次にこういう一項を加えるというなら、これは重複した形になつてしまふのです。

○村上(英)政府委員 この十一条の規定でありますか、実体的にはかよう御了解いただいたらいかがかと思います。労災保険施設につきましては、二十三条の先ほどの規定によりまして政府がその施設を行う、こういう建前になつております。法律の趣旨から申しますれば、政府がみずからその施設を行なうのが建前であります。従いまして、本来政府が行なう宜上從来は委託契約に基きまして労災協会に労災病院の運営を行わしめておつたわけであります。この際事業団法を制定するに当りまして、本来政府が行なうべきものを他の機関をして行わしめるのであるから、代行關係を明確にする必要がある、かような趣旨に基きまして附則第十一条でかような規定を設けた次第であります。従いまして、実体的にこれを見ますれば、現状とほとんど変わらないのであります。が、形から申しますれば滝井先生御指摘のよくな点もあるかと思います。しかしもっぱら実体的に御了解いただきたいと存ずるわけでござります。

○滝井委員 実体的にはわかる感じがするのですが、法律論でいいますと、二十三条の次に一項を加えた、加えたも

のの中の十九条の第二項二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるといふことになれば、二十三条の一から五まではみんな労働福祉事業団がやるんだから、この二十三条の一から五までもんじゃないのと同じになるのです。そういうことになるのです。なぜならば、法律論でいえば十九条にすべてが含まれるのです。その他政令で定める施設の設置及び運営を行うことのうちに一、二、五を含めてしまうと、保険施設の中にはあと残るものはないのです。だから二十三条の次に一項が加えれば、二十三条の現実にある法文と今までえたものが重複してくるのです。観念にしては重複したところが出てくるわけです。そうすると、結局十九条の中から「その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと」ということを削ってしまえばこれはすつきりしてくるのです。ところがこれがある限りは、一項を加えるとすれば、重複してきて、二十三条の前の方はもぬけのからになってしまふ、事業団が行うといふのだから。従つて今度はどういうことになるか、というと、行政上の問題からいえば、二十三条のところに残るものが多くなる、こういうことなんです。みんな監理官がやつてしまふのです。これは法律論からいえばそういうことになるのですよ。

團法の十九条の第二項第一号にゆだねておるわけであります。そこで先ほど御答弁申し上げましたように、療養施設と職業訓練施設これは明確に事業團に行わせるような建前をとつておるが、その他政令で定める施設の範囲がどうなるかということによつて、具体的にその内容がきまつてくるわけであります。しこうしてその点につきましては政令で定める施設の設置及び運営を行つていう考え方をとつております。これは先ほど申し上げた通りであります。従いまして物的施設によらず、労働基準行政なり、あるいは労災保険行政と関連いたしまして、一つの機能として行いますところのものは、将来においても事業團をして扱わせないというような方向を予定をしておる、先ほど申し上げた点でありますが、さらに敷衍して申し上げる次第でございます。

村上さんの方から職業安定局の方を徹底的に指摘になつてくれたのです。この職業安定局関係の、いわゆる失業保険の福祉施設ですね。こういうものを入れて行政は今までよりも複雑になつてくるのですね。それは今までならば基準局と、職業安定局で処理できたものが、基準局と職業安定局のほかに、一つ今度は監理官ができてきた。そのほかにさらに基準局と職業安定局の所管をしておつた一部をこつそりとつた今度事業団という大きな城郭ができるてきたのですよ。だから上と下に一つ一つ重しがついてきた。すなわち監理官という官房にあるものと、事業団といふものができるてきた。そうしてその間に今まで大きな行政をやつておつた基準局と安定局といふものが細くなつてしまつた。いわゆる施設の設置と運営に関する行政に関する限りは細つてしまつたのです。こういう行政は能率化になるかどうかということです。能率化にならぬのです、これは、こういうことで一番困るのはだれかというと、労災を受けた被保険者自身が困ることになります。なぜならば判この数がそれだけえてくるのですから。——いや、それはあえますよ。時間的にいつても、今までならば基準局長でとまつたものが、今度は大臣官房までいかなければ話はまとまらないのですよ、そういう点でやはり一つ行政が複雑になつておる。今まで労災協会というものは、民主的な、少くともときめて民間に近い財团法人の形なんです。いわゆる課税の対象になるかならぬかというせときわにありますのです。今度はれっきとした国としてやるということになると、かみ

わざなんですが、そうすると、これはいいことになるのですが、行政機構の拡大等を来たすおそれがある。そういう形になつてくると、これはこちらあたりから大臣がいいないと、どうも工合が悪いんだん労災病院が多くなつて、そこで能率を上げるためにこういうものを作るんだ、こういうことです。そうすると、今私はこの提案理由と、きわめて大きい病院行政の見地から、今度は労働者自身の保険施設というものに区切つて論議を集中してみたのです。そうすると今そこであなたの方の答弁もなかなか混乱をしておる状態があるということ自体が、いろいろにまたがつたために、すでに意思の疎通を失いておるということなんです。それはそのままで今度は病気になつてこの施設の恩恵を受ける諸君にとってみれば、それだけ官庁の多いことを今この法案の審議のときについこの場面が具体的に現わしたのです。これは将来の縮図ですよ。そういう点で私はあなたの方の答弁を通じて、今第一條そもそも今までに問題があることを見つけ出した。こういう点はどうも私たち社会党にとっては納得のいかないところなんです。これはだれか労働者のあなたの方の先輩を据えるために作るというなら、また考え直さなければならぬけれども、民主的に行政の能率を上げるために作るというなら時代逆行です。アナクロニズムです。そういう点次官どうですか。今私がいろいろ指摘した点で大体明白になつてきたと思うのです。上と下に一つの牙城ができる。中の今までの行政といふものは小さくなる。今までには二

くるのですから、そういう点で非常に問題になる。なるほどそれは一つだけれども、事業団というものは今度は一つの官僚的な形態をとるのですから、今までみたいに労災協会のように気やすくはないのですよ。三十八条の建築基準法関係を見ると、建築基準法の関係では「事業團を國とみなして」こうなっている。だから今までの労働省の基準局なんという一つの局じゃなくて、國なんです。國と同じ形でがつと腰を据えるわけです。今私のいろいろ指摘した点から考えて次官はどうお考えになりますか。これで行政の能率が上がるをお考へになるか、かえって行政は複雑にならうとお考へになるか。

○伊能政府委員 ますこれで被保険者が手続などが非常に多くなるというこの点は今までと何ら變りがない。行政措置としては同じ手続でやっていくわけですから、何らこれによつて混乱することはない。ただ病院なり、総合補導所なりの監督の機構がしいていえばここで確立するということなので、病院や総合補導所の方では、今まででは安定局へ行けばよかつた、あるいは基準局へ行けばよかつたのが、大臣官房の監理官のところへ連絡に行かなくちゃならない。そのほかにあるいは安定局とも基準局とも、病院なり、総合補導所として連結しなければならぬというような、多少そういう面はあると思うのですが、非常にこの団体が包括的に行えますから、今までのようにならぬまことに大きな方針を伺つておけば、それでしたことを打ち合せしなくても、監理官、すなわち大臣の代理としての監理官に大きな方針を伺つておけば、それで自分の事業団としての運営を独立性

ら、これによつてそんなに問題が混在したりしたのが混在するというようなことはあり得ない。こう思うのであります。先ほどお尋ねの、舟の中へ食い違いができたりしたのが混在する例だということをおつしやいきませんでしたが、多少御質問の趣旨を取り違えてしまつて申し上げた点もありまして、そういう点もありました。あとで申し上げましたように、きわめて明瞭にこの事業団の性格を割り切つておるのでもありますから、そういうような御心配はまずない、こう考えております。

○滝井委員 どうも少し見解が遼うとうございますが、私のあなたの答弁から受けた感じは、内部的に単純化されちゃならないことは事実だ、むしろ今までより複雑化しておる傾向があるという、そういうニュアンスが御理解されるおらないことは事実だ、むしろ舟からくみ取られるわけです。そこで第一にはそういう問題点があるということを一つ御記憶になつていただきたい。

次には資本金の問題でございます。この福祉事業団は、労働保険関係の施設と失業保険の福祉施設とを出してで生きるのであるが、そのほかに地方公共団体からも出資することになつておる。一体事業団が発足するときに、これはおそらく現物出資になるだろうと思ひますが、政府の出資なり地方公共団体の出資がどのくらいの額になるか、これを一つ御説明願いたい。

○松永政府委員 事業団の発足につきましては、法律が施行される時期との関連がございますが、現在のところ大体七月を目途としておるのでございまます。発足当時におきましてどの程度の資産が団体において出資されるのである

○鷲井委員 そうしますと、この提案理由の説明の中に出でております労災病院二十四カ所、傷痍者訓練所二カ所、総合職業補導所二十三カ所、簡易宿泊所十二カ所というは、全部政府の出資分である。労災保険関係、失業保険関係合計四十四億七千九百万円というのがこれだけの施設に当るわけなんですか。

○松永政府委員 こういうことでございます。もう少し具体的に申し上げますと、現在労災病院、それから傷痍者訓練所、総合補導所、簡易福利施設等が、時々刻々建設が進んでおるわけですが、ございますが、昭和三十二年の七月現在におきまして、未竣工の施設も含めますと、労災保険の施設関係で四十九億七千五百萬円程度の財産がある予定になります。それから失業保険の施設関係におきまして十四億九千七百万円程度の財産がある予定になります。でございますが、建設途上の建物がございますので、これは完成をいたしましてから出資をするという予定にいたしまして、ただいま申し上げました労災保険関係で、四十九億七千万円のうち、完成をいたしまして引き渡しができるもののが三十六億五千万円、それから

國に度のと申します。さうしますと、この提案理由はだいぶんサバを読んでいることになるわけですね。まだできていないなつまで加えて、これだけ大きくなつたらやらなければならぬということだけれども、実質は四十四億程度のものを六十四億というから、實際は二十億サバを読んで提案をしているということになる。従つて、少くともこの法律が七月に発足をしても、引き渡し終るまでは、未完成の、いわゆる約十億程度の現物といふものは、江下さんとのところなり三治さんのところなにがあるということなのですね。まあういうことなのですね。そうするとこの提案理由というのは、サバを読んで出しているということとは、これはもういかぬことだと思うんですね。

○ 松永政府委員 提案理由におきましても、現在その数は、未完成のもの含めて云々というふうに申しております。ただいま私が御説明申し上げした分も、その未完成部分を含めての御説明でございます。

○ 瀧井委員 実際にそれらが資本金として出資をせられるためには、おそらく完成してしまってには、まあ二年後の末までぐらいいになつていくしようからね。あるいは三十三年度かかるかと思うのです。大きな施設ですからね、労災病院は。そうすると

一年か一年半の先のことまでここに言つて下さつておるので、御親切はあります。このごろ三十二年度の予算が通つたばかりなので、まあ三十一年度分くらいかなと思つておつたのですよ。まあ大した問題ぢやないでこのくらいにしておきます。

そうすると問題は、国の分はわかりましたら、この地方自治体の分なんですね。一体この地方自治体の分をどの程度お見込みになつておるのかということです。

○江下政府委員 この法律では、地方

団体の出資につきましては、自治庁長官の承認を受けて出資をすることがで

きる、こうなつていてるわけございま

す。従つて、これは今後の折衝の問題でございますので、現在確定数字は申

し上げられませんが、大体私どもで予

想いたしておりますのは、現在総合補

導所が設置されておりますところの敷

地が、全部合せますと大体十六万坪程

度になりますが、そのうちに出資でき

ないものも相当あると思います。たと

えば、土地を借りて営業していると

か、こういうふうなものもございます

ので、明確には申し上げられません

が、この十六万坪のうちの相当部分が

出資なるものと期待いたしております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

かれておるからね。私らは未完成といふ上においては困る。二十億も開きのあることが、ここに未完成といつて書かれておるからね。私らは未完成といふ上においては困る。二十億も開きのよ。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでござります。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 そうしますと、失業保険

関係の福祉施設で、特に総合職業補

導所が設置されておりますところの敷

地が、全部合せますと大体十六万坪程

度になりますが、そのうちに出資でき

ないものも相当あると思います。たと

えば、土地を借りて営業していると

か、こういうふうなものもございます

ので、明確には申し上げられません

が、この十六万坪のうちの相当部分が

出資なるものと期待いたしております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 勞災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでござります。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 そうしますと、失業保険

関係の福祉施設で、特に総合職業補

導所が設置されておりますところの敷

地が、全部合せますと大体十六万坪程

度になりますが、そのうちに出資でき

ないものも相当あると思います。たと

えば、土地を借りて営業していると

か、こういうふうるものもございます

ので、明確には申し上げられません

が、この十六万坪のうちの相当部分が

出資なるものと期待いたしております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでございます。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 そうしますと、失業保険

関係の福祉施設で、特に総合職業補

導所が設置されておりますところの敷

地が、全部合せますと大体十六万坪程

度になりますが、そのうちに出資でき

ないものも相当あると思います。たと

えば、土地を借りて営業していると

か、こういうふうるものもございます

ので、明確には申し上げられません

が、この十六万坪のうちの相当部分が

出資なるものと期待いたしております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでございます。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでございます。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでございます。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

ちよつともう一回言つてくれませ

んか。

○江下政府委員 総合補導所のほか

に、労災病院の関係の敷地が、やはり若

干地方團体において出資を期待してい

ます。それから総合補導

所二十三カ所のうち、寄宿舎を県で設

置しているものが一、二カ所ございま

す。これもでき得れば出資をお願いし

たい、かよう考へております。

○瀧井委員 どうしますと、地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて――

これは附則の十条で、自治庁長官の承

認を受けて出資することになるわけ

ですが、そのできるものは、総合職

業補導所十六万坪、まあこの大部分を

借りているかどうか知りませんけれど

も、それですか。ほかはないで

すか。

○江下政府委員 労災関係にも、もち

ろん敷地の借り地は若干あるそうでございます。

それから総合補導所関係といたしましてそのほか特に出資を予定

いたしておりますのは、府県に総營を

委託しております関係上、府県で寄宿

舎を付置いたしているところがござい

ます。これはまだ現在まで一、二カ所でござりますが、それらのものにつきましても、私ども出資を期待いたして

おります。大体そういう程度でございま

す。

○瀧井委員 失礼いたしました。

に事業団ができた。そして地方公共団体に出資をさして、総合補導所の建つている土地をおれの方へ出資しようと出さした。そうして運営と設置とはおれの方でやるんだ、こう言うておきながら、今度運営について全部金を出してくれるのかと思つたら、どうではない。二十七条を見ると交付金というのがある。「政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。」ところなつてある。この条文だけでもう語るに落ちたのです。事業団というものを作るならば、やはり事業団が自前で保険施設と運営は自分でやるというくらいの建設がなければ、今までと同じ形でやはり都道府県にその費用の一部を持たせることになるなんということはないのです。地方公団団体は、土地を出して、予算がうんと来るかと思つたら今までと大して變りないということになると、出しませんよ。そうすると、どこでも出したところにはこの次もうち一ヵ所くらい補導所を建ててやるなどとエビでタイをつるようなことを、江下さんのところはやらないかもしれませんが、できた事業団は、自分の仕事をふやすためにやりかねない。そういう点悪法的な性格を持つていてことになりますます問題になつてくる。しかも都道府県はれっきとした公其職業補導所というものを持っておる。今まで知事が自分の金を出しておつたのは、結合職業補導所はある程度自分たちで敷地も取り上げられ、そうして金は

ちよびりしか来なく、大部分自分が出さなければならぬ、そうして別の公社職業補導所も自分ということになれば職業行政は二元になつてしまふ。こういう点は私たちどうも納得がいかない。もし事業団にそういうものををお召し上げになるとするならば、二十七条の交付金は明確に、たとえば「予算の範囲内において、事業団に対し、[云々] ということではなくて、やはり政府は持ち分を明白にしなければならぬと思ふのです。九条の一号関係、保険施設は今までほとんど労災協会にやらしておるのです。この関係は、そぞ持ち分を明白にしなくとも大体わかつてくる。ところがこの失業保険の福祉施設については、何といっても末端の地方公共団体の援助を受けなければ円滑な職業補導行政の運営はできない。従つてこれを円滑に運営しようとするならば、國がある程度予算を事業団にやり、事業団が末端の都道府県に金を出すということとのワクを、たとえば八割は国が持つのだという点を明確にしておく必要がある。それでなければ事業団ができた効能はないです。また地方公共団体もそんなばかりことをしない。今の赤字財政の火の車の中で、自分の財産を出資していくということは自治庁が第一許さぬです。附則の十条に「地方公共団体は、当分の間、自治長官の承認を受けて、事業団に出資することができます。ある程度地方自治体の持っている財産を召し上げになつて、それを事業団の運営にお使いになるというからには、今まで知事が金を

出してやつておつた施設を召し上げて運営を能率的に円滑にするという形をとれば、地方自治体は喜んで土地くらい出しましよう。予算はもつとどうんといつくるのですからということになると、そういう点をもう少し明白に――この点予算の範囲内で云々ということになれば、今までとは大した変りはない。昭和三十二年度の予算は、そう職業導入行政に飛躍的な予算を組んでいない。きょう私不幸なるかな予算書を持ってきていないのですが、組んでいないと思う。

にしておるはすであります。従つて、今のような状態において地方団体に多額の負担を求めるということはしたくはないのであります。別途あります地方団体の出資の問題は、今まで出しておるものと自分で持つておるということはいたくないであります。これは國と地方団体との関係なものですから、あいまいになつており、寄付したでもなし、はつきりしたことになつておらない。しかし明らかに地方団体の負担しておるものである。土地やあるいは寄宿舎といふものは、明らかに地方団体で負担したもののは明確にしておく意味においてここで出資としておく。将来非常に熱烈なる誘致運動でもありました場合にそういう問題も起り得る。こういうことだと考えております。

○亀山委員長代理 では次回は明二月六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十七分散会